

第三号議案 いずみ会規約改正の件

1. 改正案

下記の規約部分に下線部の文章を追加する。

第4章 評議員会

(定足数)

第13条 評議員会は、評議員現在数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第14条 評議員会の議決は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任等)

第15条 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として表決を委任することができる。尚、評議員会が対面形式で開催できない場合のみ、書面により表決する。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

2. 改正理由

第15条

令和2年度、令和3年度の評議員会は新型コロナ感染防止の観点により、書面審議による開催となり、書面表決を採択した。令和4年度の評議員会は対面形式での開催となったが、書面による表決も受け付ける事とした。今後、対面形式での評議員会においても書面表決を受け付けるか明確になっていない事から、対面での表決が基本である事とした。